

利用者負担額一覧表(1割対象者)

特養長楽園

令和3年8月改定

利用者負担段階		自己負担限度額(日額)		負担額計(31日) ※1			
区分	本人・世帯の収入・所得	食費	居住費		要介護区分	多床室	個室
			多床室	個室			
1	市町村民税非課税世帯で生活保護と同等のもの	300	0	320	要介護1	30,962	40,882
					要介護2	33,304	43,224
					要介護3	35,749	45,669
					要介護4	38,091	48,011
					要介護5	40,398	50,318
2	市町村民税非課税世帯で所得が80万円以下	390	370	420	要介護1	45,222	46,772
					要介護2	47,564	49,114
					要介護3	50,009	51,559
					要介護4	52,351	53,901
					要介護5	54,658	56,208
3 ①	市町村民税非課税世帯で所得が80万円超120万円以下	650	370	820	要介護1	53,282	67,232
					要介護2	55,624	69,574
					要介護3	58,069	72,019
					要介護4	60,411	74,361
					要介護5	62,718	76,668
3 ②	市町村民税非課税世帯で所得が120万円超	1,360	370	820	要介護1	75,292	89,242
					要介護2	77,634	91,584
					要介護3	80,079	94,029
					要介護4	82,421	96,371
					要介護5	84,728	98,678
4	市町村民税課税世帯	1,445	855	1,171	要介護1	92,962	102,758
					要介護2	95,304	105,100
					要介護3	97,749	107,545
					要介護4	100,091	109,887
					要介護5	102,398	112,194

介護保険加算利用料1割負担額(1日)

日常生活継続支援加算(Ⅰ) (介護福祉士が基準に達している)	36
看護体制加算(Ⅰ) (常勤看護師が1名以上勤務している)	4
夜勤職員配置加算(Ⅲ) (夜勤職員が最低基準を上回っている)	16
初期加算(入所日から30日間) (30日以上入院の場合、退院後も同様)	30
外泊時費用(※月6日まで) (病院へ入院時や外泊した場合)	246
療養食加算 (医師の指示で療養食を提供する場合)	18
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (保険利用料合計の8.3%) ※2参照	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (保険利用料合計の2.7%) ※2参照	
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡日)	1,280
看取り介護加算(Ⅰ)(死亡前2~3日)	680
看取り介護加算(死亡前4日~30日)	144
看取り介護加算(死亡前31日~45日)	72

介護保険利用料1割負担額(1日) ※3

要介護区分	多床室	個室
要介護1	573	573
要介護2	641	641
要介護3	712	712
要介護4	780	780
要介護5	847	847

※1 負担額計は、食費、居住費、介護保険利用料1割負担額、介護保険加算利用料1割額(日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、看護体制加算、福祉施設令和3年9月30日までの上乘せ分)を足して31日分を掛けた合計と介護職員処遇改善加算(1ヶ月分※2参照)を含んだ合計になります。

※2 介護職員(特定)処遇改善加算(1ヶ月の目安)

要介護区分	多床室	個室
要介護1	2,163	2,163
要介護2	2,397	2,397
要介護3	2,641	2,641
要介護4	2,875	2,875
要介護5	3,105	3,105